

戸室新保埋立場浸出液処理施設活性炭再生等業務仕様書

1. 目的

本業務は、戸室新保埋立場浸出液処理施設第1処理施設及び第2処理施設の活性炭吸着塔に使用している活性炭の引抜き及び再生、並びに、再生炭及び補充炭（新炭）の充填を行うことにより、吸着塔の性能を回復させることを目的とする。

2. 業務場所

金沢市清水町イ56番地

3. 施設名称

戸室新保埋立場浸出液処理施設第1処理施設及び第2処理施設

4. 業務期間

令和8年12月25日（金）まで

5. 関係法令の遵守

労働安全衛生法等関係諸法令を遵守し、業務の安全を図ること。

6. 業務対象機器

- (1) 第1処理施設 活性炭吸着塔 第2塔
- (2) 第2処理施設 活性炭吸着塔 第3塔

7. 業務内容

- (1) 第1処理施設 活性炭吸着塔 第2塔

①吸着塔内の活性炭の引抜き

吸着塔内から活性炭の引き抜きを行うものとし、引抜き量は全量（前回充填量13,800kg）とする。

なお、本仕様書記載の活性炭重量は全て乾物換算量とする。

②引抜き活性炭の処分

①の活性炭全量については、全量戸室新保埋立場に廃棄すること。

③吸着塔への活性炭の充填

吸着塔内へ補充炭（新炭）の充填を行う。ただし、補充炭（新炭）は、8（2）を満足するものとする。

充填は、補充炭（新炭）14,000kgを使用するものとする。

(2) 第2処理施設 活性炭吸着塔 第3塔

①吸着塔内の活性炭の引抜

吸着塔内から活性炭の引き抜きを行うものとし、引抜量は全量（前回充填量 8,900kg）とする。

②引抜活性炭の再生処理

①の活性炭全量について再生処理を行い、8（1）を満たした再生炭を全量引き渡すものとする。

③吸着塔への活性炭の充填

吸着塔内へ再生炭、補充炭（新炭）の充填を行う。ただし、補充炭（新炭）は8（2）を満足するものとする。

充填は、再生炭 6,300kg 以上、補充炭（新炭） 2,000kg を使用するものとする。ただし、補充炭（新炭）については、余剰がある場合は、予備として所定の置場に保管するものとする。また、不足がある場合は、新炭在庫分 1,000kg の一部を補充するものとする。

※業務内容(2)における引抜活性炭の再生処理は、引抜した活性炭を現地で受取り、再生工場等に搬入し再生処理を行い、再び現地に引き渡すまでをいう。

8. 活性炭等の仕様

(1) 再生炭

①重量	第2処理施設 6,300kg 以上（充填分）	
②粒度	0.60mm 以上	95%以上
③よう素吸着力	800mg/g 以上	
④乾燥減量	0.5～2.5%	
⑤強熱残分	5.0～10.0%	

(2) 補充炭(新炭)

①重量	第1処理施設 14,000kg(充填分)	第2処理施設 2,000kg(充填分)
②原料	石炭系	
③形状	粒状（破碎炭）	
④用途	液相用（排水処理）	
⑤粒度	0.60～2.36mm	95%以上
⑥平均粒径	1.5mm 以上	
⑦よう素吸着力	1000mg/g 以上	
⑧メチレンブルー脱色力	180ml/g 以上	

⑨乾燥減量	0.5～2.5%
⑩強熱残分	5.0～10.0%
⑪充填密度	0.47g/cm ³ 以上
⑫硬さ	90%以上

9. 活性炭の性能試験

充填前に再生炭及び補充炭の一部を抜き取り、以下の各項目について、計量証明事業所による計量証明書を受けること。試験方法については JIS-K1474 粒状活性炭試験方法に準拠すること。

試験項目 \ 試料	再生炭 (第2処理施設 1検)	補充炭
① 粒度及び平均粒径	1 検体	1 検体
② 乾燥減量	1 検体	1 検体
③ 強熱残分	1 検体	1 検体
④ 充填密度	1 検体	1 検体
⑤ 硬さ	1 検体	1 検体
⑥ よう素吸着力	1 検体	1 検体
⑦ メチレンブルー脱色力	1 検体	1 検体
⑧ pH	1 検体	1 検体

10. 提出図書

- | | |
|--|-----|
| (1) 業務計画書（承諾後 1 部返却） | 2 部 |
| (内訳) 業務工程表
組織体制表
緊急時連絡表
作業員名簿（保持資格等記入のこと）
作業要領書 | |
| (2) 打合せ議事録（承諾後 1 部返却） | 2 部 |
| (3) 業務日報 | 1 部 |
| (4) 業務報告書 | 2 部 |
| (内訳) 業務工程表（計画実績対照用）
打合せ議事録
業務日報
酸素濃度および硫化水素濃度の測定記録（活性炭吸着塔内）
数量明細および分析結果報告書 | |

計量証明書（補充炭及び再生炭試験）
業務写真

1 1. 細則

- （１）本業務の実施に当たっては、本市担当者と打合せの上、施設の運転に支障の無いように留意すること。
- （２）打合せ等の結果、軽微な変更がある場合は、受注者の負担において実施するものとし、設計変更しない。
- （３）現場作業実施中は、毎日作業日報を提出するとともに、翌日の作業について打合せを行い、業務の安全かつ円滑な実施に努めること。
- （４）本業務の実施に当たっては、労働安全衛生法等関係諸法令を遵守し、業務の安全を図ること。なお、活性炭吸着塔内の作業については、あらかじめ酸素欠乏危険作業主任者を選任し、作業前及び作業中は酸素濃度及び硫化水素濃度の測定を行い、作業の安全を図ること。
- （５）活性炭の分析については、できるだけ多くのサンプルを採取し正確な活性炭性状を把握し、充填作業日の前日までに分析結果報告書（添付様式参照のこと）を提出して本市の確認を受けること。また、充填作業日には活性炭の重量計量を示す数量明細を持参し、充填作業前に本市担当者の確認を受けること。
- （６）充填用活性炭はフレコンバッグ詰めとし、ドライ状態で搬入すること。また充填時は各吸着塔とも、再生炭、補充炭（新炭）の順に充填すること。なお、余剰となった補充炭についてはフレコンバッグ詰めのまま本市指定場所に保管するものとする。